



市からのお知らせをメールで配信しています。右記 QR コードを読み込むか、我孫子市携帯サイト (<http://www.city.abiko.chiba.jp/mob/>) へアクセスしてください。パソコンからは、市ホームページ内「メール配信サービス」をご覧ください。



アプリ「マチイロ」で広報あびこが閲覧できます。アプリは左記 QR コードからダウンロードできます。

0歳から15歳までの

子ども医療費助成制度の対象者を 8月から高校生まで拡大します

高校生等医療費助成制度を開始

市では、子育て世帯の負担軽減を図るため、8月1日(土)から「高校生等医療費助成制度」を開始します。 問 子ども支援課・内線852



対象は高校生に
相当する年齢

16歳から18歳までです。

(15歳に達する日以後の最初の4月1日～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
※定時制高校生の対象年齢は検討中です。
※所得制限などの受給条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



自己負担金 500 円

ただし受診時には、医療費をいったん全額お支払いください。

入院1日500円、通院1回500円(調剤は無料)
※8月以降に医療機関に支払った医療費で健康保険適用の医療費が対象です。



助成方法は償還払い

負担した医療費の、全ての領収書の原本が必要です。捨てないでください。

医療費の領収書などを添えて申請する「償還払い」です。市独自の制度のため「子ども医療費助成制度」のような受給券の発行はありません。



申請方法～助成までの流れ～

1

医療機関で医療費を支払い「領収証」を受け取ります。



8月からの医療費が対象です

2

我孫子市高校生等医療費助成金交付申請書に、次の①～③の書類を添えて子ども支援課に郵送または持参で申請してください。

- ①医療費の領収書原本
 - ②お子さんの健康保険証の写し
 - ③保護者名義の振込口座が分かるもの
- ※他に必要に応じ書類などが必要になる場合があります。

※申請書は7月以降、市ホームページからダウンロードすることができます。

郵送申請窓口 〒270-1192市役所子ども支援課(住所省略可)

申請窓口 子ども支援課(市役所西別館2階)・市民課(市役所本庁舎1階)・各行政サービスセンター

郵送でもOKだって!



手続き完了です!

3

助成対象の医療費から自己負担金を差し引いた額が、保護者の口座に振り込まれます。



5回の通院で「1万5000円」支払ったので「1万2500円」が戻ってきました!

高校生等医療費助成費用の財源の一部とするため、0歳～中学生までの「子ども医療費助成制度」の自己負担額を200円から300円に変更します。8月1日から使用できる新しい受給券は、7月下旬に対象者に発送予定です。

その他、敬老祝い金や特定疾病見舞金の一部も財源に充てています

8月1日からの助成内容

	高校生等医療費助成制度	子ども医療費助成制度
対象の方	高校生相当の年齢の方(15歳に達する日以後の最初の4月1日～18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	0歳～中学生までの方(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)
対象医療費	健康保険適用の医療費	
自己負担金	500円	300円
助成方法	償還払い(医療費の領収書などを申請書に添えて申請してください)	健康保険証と受給券を提示し300円をお支払いください。

